

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第577号)

平成21年3月6日

横 情 審 答 申 第 577 号

平 成 21 年 3 月 6 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年9月2日港湾総第546号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「港湾局のOBについて（2008年1月16日送信）」の一部開示決定に対す
る異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港湾局のOBについて（2008年1月16日送信）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港湾局のOBについて（2008年1月16日送信）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年8月7日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、個人の電子メールアドレス並びに横浜市退職者の個人の氏名、肩書き及び退職後の就労に関する意向については、条例第7条第2項第2号本文の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当し、ただし書に該当しないため非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

横浜市では、退職者の再就職の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、定年等により当該年度末までに退職予定の課長級以上の職員を対象に、横浜市職員の再就職に関する取扱要綱（平成19年11月1日行人第908号。以下「要綱」という。）を制定し、平成19年11月5日から施行している。

本件申立文書のうち、退職予定者の再就職に関わる人事情報は、人事管理に係る事務に関する情報に該当し、開示した場合、要綱の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるだけでなく、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると考えられる。

したがって、退職予定者の再就職に関わる人事情報は、条例第7条第2項第6号

工に該当するため、非開示とした。

なお、職員の電子メールアドレスは、広く公になった場合、業者によるダイレクトメールやウイルスメールなどの到達のおそれが増大するほか、本来組織メールアドレスあてに送られるべき市民の意見などが、異動後の職員個人あてに送られるおそれがあるなど、当該職員が行う市の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、条例第7条第2項第6号に該当するため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 平成20年1月16日に当時の港湾局総務課長（以下「総務課長」という。）は行政運営調整局人事組織課長あてに横浜市OBの再就職に関する内容の電子メールを送信したが、当該電子メールは申立人あてにも誤送信された。電子メールの内容から要綱違反のおそれがあり、さらに市民に多大の不利益をもたらすものである可能性も否定できない。
- (3) 本件請求は、横浜市退職職員の不透明な再就職問題に見られる、横浜市職員の地方公務員としてあるまじき行為に対する、正当かつ当然のものであり、非開示とされた部分について、再考してほしい。
- (4) 退職後の就労に関する意向と退職予定者の再就職に関する人事情報は、当事者の発言から事実と異なると考えられるから、当該部分を非開示とする根拠はない。
- (5) 職員の電子メールアドレスを非開示としたことについて異議はない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成20年1月16日に総務課長が人事に係る情報を行政運営調整局人事組織課長に伝えるために作成・送信した電子メールである。

実施機関は、本件申立文書のうち、あて先に記録された個人の電子メールアドレス、電子メール本文に記録された横浜市退職者の個人の氏名、肩書及び再就職先退職後の就労に関する意向、電子メール本文に記録された退職予定者の再就職に関わる人事情報並びにあて先及び電子メール本文末尾に記録された職員の電子メールアドレスを非開示としている。

なお、当該退職者は本件申立文書作成時において民間企業に勤務している。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、個人の電子メールアドレス並びに退職者の氏名、肩書及び退職後の就労に関する意向の部分は、本号本文に該当するとして非開示にしたとしており、当審査会で平成20年12月19日に実施機関から事情聴取を行ったところ、これらの部分については、特定の個人を識別できる情報であるため、非開示とした旨の説明があった。

ウ 実施機関は、特定の個人を識別できると判断した箇所を個別に非開示としている。しかし、当審査会が本件申立文書を見分したところ、電子メールの記述全体が退職者の意向とその処遇にかかわる内容を含んでおり、当該個人の機微にわたる情報であると認められることから、公にすることにより、特定の個人を識別できなくとも、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

エ 以上により、本件申立文書は、その全体が本号本文に該当し、また、本号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件申立文書の一部のみを非開示とした実施機関の判断には誤りがある。しかしながら、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第5項は不利益変更を禁止していることから、当審査会でも同条の規定を類推し、実施機関の決定は結論において妥当であると判断した。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、退職予定者の再就職に関わる人事情報及び職員の電子メールアドレス

レスを、本号に該当するとして非開示としているが、(2)ウで述べたように、当該情報を含む本件申立文書全体が、条例第7条第2項第2号により開示しないことができる情報であるから、本号の該当性について改めて判断するまでもない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示とした決定は、結論において妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年9月2日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成20年9月10日 (第133回第二部会) 平成20年9月11日 (第131回第一部会) 平成20年9月16日 (第66回第三部会)	・諮問の報告
平成20年10月17日 (第68回第三部会)	・審議
平成20年11月7日 (第69回第三部会)	・審議
平成20年11月21日 (第70回第三部会)	・審議
平成20年12月5日 (第71回第三部会)	・審議
平成20年12月19日 (第72回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成21年1月16日 (第73回第三部会)	・審議
平成21年2月6日 (第74回第三部会)	・審議
平成21年2月20日 (第75回第三部会)	・審議